

スタッフの皆様

株式会社キャリア

「改正労働者派遣法」の当社対応及び派遣労働者代表の選出に関するお知らせ

謹啓

向春の候、スタッフの皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。常々格別のご配慮にあずかり誠にありがとうございます。昨今、コロナウィルスが拡大感染している社会情勢の中、当社よりご就業いただいておりますことにつきまして厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革法の一環として2020年4月に施行された「改正労働者派遣法」により、同一企業等における正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と、派遣労働者を含む非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されることになりました。また、派遣労働者については、派遣先均等・均衡方式又は労使協定方式のいずれかの方式を採用し、その待遇を決定することが義務化されており、本改正に伴う「派遣労働者の代表者選出」につきまして、下記の通りお知らせ致します。

謹白

記

1. 概要

(1) 待遇決定の方式

労使協定方式または、派遣先均等均衡方式

(2) 決定した目的

同地域・同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額と同等以上の額を確保し、不合理な待遇差なく決定するためとなります。

2. 派遣労働者の代表者の選出（公募）について

(1) ご意見の募集

現在当社よりご就業頂いているスタッフの皆様のご意見を踏まえまして、全社労働者過半数代表者と協議の上、労使協定を締結予定となります。労使協定の締結にあたり、下記(5)【労使協定に定める事項】につき、ご意見を募集したく下記の申出先宛てにご連絡をお願いいたします。

※お預かりしたご意見につきましては、全社労働者過半数代表者にお伝えし、当社との協議内容に活用させていただきます。個別でのご返信はできかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) ご意見の申出先

s_info@careergift.co.jp

(3) ご意見の募集期間

2021年2月15日～2021年2月26日(午後17:30締切)

(4) ご意見の対象者

2021年1月度に、当社よりご就業中の方。

(5) ご意見の申出内容

【労使協定に定める事項】

1. 協定対象労働者の範囲
2. 賃金の決定の方法
3. 賃金以外の待遇の決定の方法
4. 教育訓練 等

※ご意見を頂いたことやご意見の内容により、ご本人の就労に影響はございません。

以上